五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地
栗本建設工業株式会社大阪本社本店　大阪府大阪市中央区瓦町二丁目四番七号
栗本建設工業株式会社東京支店　東京都台東区東上野五丁目一番八号
栗本建設工業株式会社名古屋支店　愛知県名古屋市西区浅間一丁目一番二十号
栗本建設工業株式会社神戸支店　神戸市中央区磯辺通二丁目二番十六号

○防衛省告示第百六号

海上におけるフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十二年六月九日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年六月二十三日（予備、同月二十四日及び二十五日）の一〇〇〇から一六〇〇まで

区域　野島埼南方の次のアからエまでの四地点を順次結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間、並びに次のウからカまでの四地点を順次結んだ線及びウの地点とカの地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度五〇〇〇フィート以下までの間

ア　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
イ　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
ウ　北緯三三度五五分四七秒　東経一四〇度一九分〇八秒
エ　北緯三四度二一分〇〇秒　東経一四〇度四〇分三六秒
オ　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
カ　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施機　次期固定翼哨戒機一機

その他

一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

○北陸地方整備局告示第八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月九日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年北陸地方整備局告示第三十一号松任都市計画道路事業三・三・二号金沢鶴来線及び金沢都市計画道路事業三・二・三十三号金沢鶴来線

三　事業施行期間　自平成十七年三月二十八日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　平成十七年北陸地方整備局告示第三十一号の事業地のうち、石川県白山市五歩市町、徳丸町及び乾町地内において事業地を変更する。

○沖縄総合事務局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月九日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	別	敷地の幅員	延長
沖縄県中頭郡北谷町字砂辺加志原四五四番一から同町字砂辺加志原四六八番一まで	前	三一・九〇～三五・六〇		三〇・〇〇メートル	〇・〇二八キロメートル
	後			〇・〇二八	

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

国会事項

衆議院

質問書提出

六月七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

農業農村整備事業の必要性に関する質問主意書（木村太郎提出）

外務省が公表した「外交文書の欠落問題に関する調査委員会」の調査報告書に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

二〇一〇年五月十六日の日韓外相会談に関する第三回質問主意書（鈴木宗男提出）

参議院

質問主意書転送

六月七日次の質問主意書を内閣に転送した。

大麻種子の流通規制に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第八四号）

自由権規約第一選択議定書批准に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第八五号）

うつ病が自立支援医療制度の対象となることの周知に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第八六号）

人事異動

法務省

平成二十二年司法試験（新司法試験）考査委員に任命する

任期は平成二十二年十月三十一日までとする（各通）

検事
同　小沢　正明
同　川越　弘毅
同　近藤　裕之
同　澤田　久文
同　住川　洋英
同　日暮　直子
同　藤本　治彦
同　横田希代子
同　渡邊　ゆり

検事兼法務事務官
同　秋田　智子
同　加藤　雄三
同　小弓場文彦
同　佐藤　淳
同　嶋村　勲
同　千田　恵介
同　福田　尚司
同　山中　一弘
同　和田　雅樹

検事兼法務教官
同　野呂　裕子

検事兼法務事務官
同　望月栄里子
古宮　久枝
同　山口　貴亮

平成二十二年司法試験（新司法試験）考査委員に併任する

併任の期間は平成二十二年十月三十一日までとする（各通）

（姫路区検察庁副検事）副検事　谷勝　政弘

神戸区検察庁副検事に配置換する（以上六月七日）

○定年退官

神戸区検察庁副検事長嶺俊夫は、検察庁法第二十二条の規定により六月四日限り定年退官

竹濵　修　龍岡　資晃　田中　開
千葉惠美子　土屋　文昭　勅使川原和彦
寺崎　嘉博　道垣内弘人　鳥山　恭一
中込　秀樹　中島　肇　中田　昭孝
永田　秀樹　中原　茂樹　長屋　文裕
中山　幸二　成瀬　幸典　野坂　泰司
野澤　正充　野田　進　野田　博
野村吉太郎　橋本　正博　畑　瑞穂
林　美月子　林　陽一　人見　剛
福岡　右武　藤田　浩司　藤田　広美
藤原真由美　星野　雅紀　升田　純
松下　祐記　松田　研一　松本　伸也
水野　謙　水町勇一郎　毛利　透
森戸　英幸　矢島　基美　安村　勉
弥永　真生　山本　悦夫　山本　研